

九州ルーテル学院大学転学科及び転専攻試験実施に関する申合せ

この申合せは、九州ルーテル学院大学転学科及び転専攻に関する規程（以下「規程」という。）第8条の規定に基づき、転学科及び転専攻の実施に関し必要な事項を定める。

1. 転学科等試験の実施

- (1) 転学科及び転専攻の試験（以下「転学科等試験」という。）は、各学科の定員充足状況を確認し、各学科長が10月末までに学長の承認を得て、転学科等試験を実施する。
- (2) 転学科等試験の実施担当者は、受入学科、専攻（以下「受入学科等」という。）の長の1名及び転学科等を志願する学生が所属する学科・専攻（以下「所属学科等」という。）の長のいずれか1名の2名で構成する。
- (3) 転学科等試験は、在学時の成績、転学科等理由書及び面談により行い、判定は以下のとおりとする。

①在学時の成績による評価

試験実施者が在学年次終了時点の成績から、40点満点（GPAの平均値×10）で評価する。

②転学科等理由書による評価

試験実施者が40点満点で評価し、平均点を最終評価とする。

③面接による評価

試験実施者が20点満点で評価し、平均点を最終評価とし、所感を付す。

2. 転学科等試験の手続

- (1) 転学科等試験の実施に当たっては、転学科等を志願する学生から提出された規程第5条に規定する願書等により、所属学科等の長が受入学科等の長等と協議の上、12月末までに転学科等試験実施要項（以下「実施要項」という。）を作成し、教務委員会に提出するものとする。
- (2) 上記(1)の受入学科等の長は、教務委員会及び教授会において実施要項が承認された後、1月末までに学生へ告知し、転学科等試験を実施する。
- (3) 教務委員会は、上記1の(3)の評価結果に基づき判定を行い、教授会に付議するものとする。

3. 転学科等の受入数等

- (1) 転学科等により受入可能な学生数は、上記1(1)の定員の範囲内で若干人とする。
- (2) 転学科等の受入に当たっては、各学科、専攻における教育の質の低下を招かないよう配慮するものとする。

4. 申合せの実施

この申合せは、令和3年（2021年）2月26日から実施する。

この改正は、2026（令和8）年4月1日から実施する。